

議案第87号

大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大阪市立障害児入所施設条例の一部を改正する条例案

(大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等)」に改め、同条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

(大阪市立障害児入所施設条例の一部改正)

第2条 大阪市立障害児入所施設条例(平成17年大阪市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第50条第6号の4」を「第50条第6号の3」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大阪市立障害児入所施設条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例（抄）

（法第24条の9 第2項において準用する法第21条の5の15 第2項第1号の条例で定める者等）
第3項 第3項

第3条 法第24条の9 第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準
第3項

用する法第21条の5の15 第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

第3項

大阪市立障害児入所施設条例（抄）

（使用資格）

第5条 学園を使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1)－(3) 省 略

(4) 障害者総合支援法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（18歳に達する日において第1号に該当する者であって、18歳に達する日の翌日において支給決定を受けた者又は支給決定を受けた日の前日において法第24条の24第1項の規定に基づき法第50条第6号の4に規定する障害児入所給付費等（法第24条第6号の3の2第1項の規定による障害児入所給付費に限る。）の支給を受けていた入所者に限る。）

(5)－(9) 省 略